

修補等の基本方針(案)

- ① 修補等の基本的な考え方
- ② 経過観察の実施
- ③ 補修の実施
- ④ 合材価格の差額の返金
- ⑤ 修補等を求める工事の範囲

修補等の基本的な考え方

○修補等の基本方針については、以下の通りとする。

: 中間報告に記載する内容を想定して記載。

① 修補等の基本的な考え方

○通常、発注者等との協議を経ずに、仕様と異なる工事が行われた場合には、仕様の通りに工事のやり直し(修補)を求めることが基本。

○本事案は、求めた仕様と異なることで、長期的な耐久性への懸念がある。一方で、工事引き渡し時に求める品質管理基準は満たしており、現状でも変状等はないことから、当面の使用における安全性には直ちに問題があるわけではない。

また、修補する場合の工事規制による交通への影響等が大きいことから、直ちに全ての箇所で修補を実施することは現実的ではない。

○そのため、「経過観察を実施し、変状が確認された段階で補修を行う※」方向とする。

※ただし、管理者が施設の特性、交通への影響、長期耐久性の影響等を踏まえて、経過観察を行わずに修補を実施する必要があると判断した場合等は修補することもありうる。

「修補」: 引き渡されたものが契約不適合である際に、契約の仕様の通りに直す措置。

(参考) 民法第562条 追完(修補)請求権

…引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

「補修」: 耐久性能や機能を回復させること。

(参考) 大辞林『補修』

…壊れたり、傷んだりした部分をつくろうこと

② 経過観察の実施

経過観察の期間

○表層を使い続ける目標期間として各管理者が設計時に設定した年数。

【参考】:(直轄国道の場合)10~20年程度 (高速道路の場合)10~20年程度 (空港施設の場合)10~20年程度

経過観察する箇所及び頻度

○異なる仕様で施工された箇所において、年1回程度。

経過観察の内容

○各管理者が定める点検要領等の項目について定量的に調査するものとする。

【参考】:(直轄国道、高速道路の場合)ひび割れ率、わだち掘れ量、IRI (空港施設の場合)ひび割れ率、わだち掘れ量、BBI

○経過観察にあたっては以下の点に留意するものとする。

- ・再生骨材の混入の割合が高い工事や、改質剤が不足する工事は、「ひび割れ」及び「わだち掘れ」の早期発生に注意する。
- ・再生用添加剤が未使用の工事は、「ひび割れ」の早期発生に注意する。
- ・隣接する箇所に同時期に仕様どおりに施工された工事箇所がある場合は、比較工区として変状の差を確認する。

経過観察の実施者(費用負担含む)

○受注者

③ 補修の実施

補修の実施時期

○経過観察により、変状が確認された段階で補修を実施する。

※ 経過観察期間において変状が確認されない場合には補修は実施しない。

補修の実施の判断

○各管理者において設定する補修の目安をもとに、変状の原因を調査した上で補修の実施を判断するものとする。

※ 変状の程度(表層機能保持の状況等)を踏まえて補修の実施の要否について管理者と協議する

(直轄国道の場合) <表層機能保持段階>: ひび割れ率: 40%程度以下、わだち掘れ量: 40mm程度以下、IRI: 8mm/m程度以下

(高速道路の場合) <ネクスコ>: ひび割れ率: 20%以下、わだち掘れ量: 25mm以下、IRI: 3.5mm/m以下

(空港施設の場合) <滑走路>: ひび割れ率: 6.5%以下、わだち掘れ量: 30mm以下、BBI: 1.0以下

<誘導路>: ひび割れ率: 12.7%以下、わだち掘れ量: 46mm以下、BBI: 1.0以下

補修内容

○経過観察期間中における表層機能の保持を満足する補修内容とし、具体的には管理者との協議により決定するものとする。

補修の実施者(費用負担含む)

○変状の原因調査の結果を踏まえて、変状が他の要因(想定を超える大型車交通や自然災害等)であると明らかな場合を除き、受注者が実施。

合材価格の差額の返金

④ 合材価格の差額の返金

差額の返金時期

○差額の算定が完了し協議が整い次第順次。

※経過観察を行わずに修補を求める場合には、差額の返金は求めない。

差額の算定方法

○差額の返金を求める場合、不正納入された合材が使用された箇所の再施工に要する費用に相当する額とすることも考えられる。

○しかしながら、引き渡し時の品質管理基準を満たしており、現状でも変状等が無いことから、当面の使用における安全性には直ちに問題があるわけではなく、また、長期耐久性に関する知見も不足していることも踏まえ、明らかな不正利益と考え得る「契約時に求めた合材」と「不正納入された合材」の単価の差額の返金を求める(あわせて、経過観察期間中における表層機能の保持を満足する補修も求める)ものとする。

○「不正納入された合材」の単価は、同様の配合で製造した場合の合材価格を複数社から見積もりをとったうえで、その平均値を採用する。

差額の返金を受けたのちの補修の対応

○受注者に対して契約不適合の追完に要する費用負担を2重で課すことにならないよう、受注者より「差額の返金」を受けた後の変状が確認された段階での補修においては、「修補」までは求めないこととする。

⑤ 修補等を求める工事の範囲

○契約書に基づく契約不適合（瑕疵担保）の請求が可能な期間である過去2年以内の工事※とする。

※新規合材を指定した工事のうち、NIPPO及び鹿島道路の系列プラントから合材の納入を受けた工事

○また、今回の事象は(株)NIPPO及び鹿島道路(株)の故意・重過失に相当すると考えられることから、両社が受注した工事については、契約上、契約不適合（瑕疵担保）の請求が可能な期間である過去10年以内の工事※も対象とする。

※新規合材を指定した工事のうち、NIPPO及び鹿島道路の受注工事でかつ、両社の系列プラントから合材の納入を受けた工事